

報告第 1 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 8 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

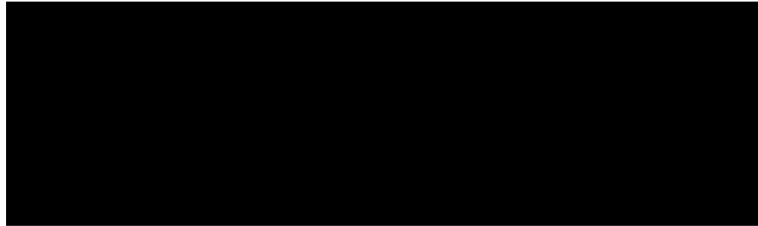
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

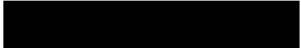

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 145,134 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由

令和 3 年 12 月 12 日午前 10 時 12 分頃、
付近を救助工作車で走行中、対向車両とすれ違ったところ、
当該救助工作車右側面が当該対向車両右側後部に接触し、当該
車両を破損させたため、その損害を賠償するものとする。

令和 4 年 2 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄